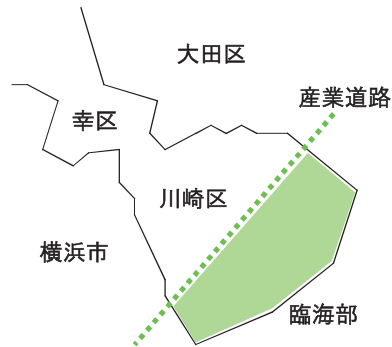


5 臨海部の特例

臨海部については、以下のような緩和措置があります。

※臨海部とは、主要地方道東京大師横浜線（産業道路）から東側（海側）となります。



(1) 多様な緑化手法等の考え方

- ア 「屋上緑化」、「壁面緑化」については、緑化面積の50%以上の緑化地面積を確保せずに、緑化面積として計上することができます。
- イ 他法令（消防法、危険物の規制に関する政令等）により、施設用地に樹木を植栽することに対し規制がある場合は、緑化面積の50%以上の緑化地面積を確保することを前提に、芝生等の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で表面が被われている土地を緑化面積として計上することができます。

(2) 敷地外緑地について

- ア 臨海部で現に立地している施設で、増改築等により面積を増加させるもので、敷地内緑化に努めた上で、かつ敷地内に未利用部分がない場合に、緑化面積の50%以上の緑化地面積を確保することを前提に、敷地外に整備する緑地を緑化面積として計上できます。

$$((\text{建築敷地面積} + \text{緑化を行う用地の面積}) \times 10\% \text{以上} = \text{緑化面積})$$

- イ 敷地外緑地の設置場所は、川崎区内とします。ただし、市民の公共の福祉に寄与すると市長が認めた場合はこの限りではありません。
※自社の所有地以外に緑化を行う場合は、事前に緑化協議担当課に相談してください。
- ウ 敷地外緑地を設置する場合、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第22条3項に示す緑化地等表示板（第20号様式）を掲出して下さい。
- エ 敷地外緑地は、新たに創出する緑地について適用するものです。